

令和4年度 10月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月7日（金）午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 17人 欠席者 6人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	欠席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	15番	橋本 達男	出席
3番	松下 茂	出席	16番	寺田 一義	出席
4番	田中 雄三	出席	17番	寺田 宏澄	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	18番	森園 文男	欠席
6番	大川 定道	出席	19番	松永 淳	欠席
7番	江頭 政寛	出席	20番	本村 一	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	21番	副島 幸満	出席
9番	尊田 信明	出席	22番	牛島 和昭	出席
10番	馬郡 文男	出席	23番	田中 節士	出席
11番	山内 しげ子	出席	24番	島田 忠誠	欠席
12番	濱尾 種光	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (5件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (4件)

議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
委員会決定分 (61件)

議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理権分）について 委員会決定分 (1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より令和4年10月の農業委員会総会を開催します。現在の出席委員は17名、欠席委員さんは6名で、よって「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。総会に入る前に議案書を送る際にお問い合わせしておりました、活動記録簿の提出ですが、今年度は9月分までの活動の実績を整理したうえで提出して頂きますようお願いいたします。では、総会の方に入らせて頂きたいと思っております。会長よりお願いいたします。

会 長

皆さん、おはようございます。今日あたりから稲刈りの準備に入られていたかと思いますが、あいにくの雨となりました。9月の遊休農地の同行調査大変お疲れ様でした。私も一緒に同行させて頂きましたが、三川校区の県道下、苺ハウスの跡地、牛舎の跡地が大きく遊休化しておりました。しかし、水田の方で何も作付されていない所が、それぞれの努力によって解消されており、今年度の目標達成は出来るのではないかと思います。中原、北茂安校区では鳥獣被害、特にイノシシ、アライグマ、地域によってはサルが出没しかなり厳しい状況となっております。解消に向けては農業委員会だけでは難しく、行政を取り込んだところの取り組みをしなければならぬかと思われまますので、よろしくようお願いいたします。

本日の議案・報告等につきましては

- | | |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第5号 | 農用地利用集積計画（中間管理権分）について |
| その他 | |

となっております。よろしくご審議をお願いいたします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思っております。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いし

ます。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 5件 面積 34,327㎡

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ですが、私がさせていただきます。

〇〇さん親子ですが、息子さんは定年退職後、農業に従事されており、私の田んぼの反対側で一生懸命作業されておられます。また、土地改良区の陽水調整委員さん等もされており何ら支障はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

事務局

生前贈与の説明

議 長 。

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

先日、事務局と一緒に現地確認を行いました。
小屋はありましたが、車庫にされていたような形跡がありました。申請どおりで問題はないと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

18ページの地図は間違っていないですか。17ページ、19ページでは申請地の右側は道路になっていますが、18ページだけ畑や宅地になっています。

事務局

只今ご質問の件ですが、現況は町道になっております。公共事業で道路になった場合、登記地目の変更がなかなかされません。ここも、まだ登記地目の変更がなされていないという事でご理解下さい。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月26日に会長、〇〇委員、私、事務局2名とで現地確認を行いました。既に〇〇飲食店の従業員の駐車場として使用されております。西側も宅地になっており周囲に畑等はなく問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

現在、〇〇飲食店が駐車場として使用されてあるとの事ですが借地料は支払われているのでしょうか。

議長

元の所有者〇〇さんに、金額はわかりませんが支払われています。〇〇飲食店がたっている土地は〇〇さん所有であり、今回申請されてある土地が〇〇さん所有の土地に隣接するため、〇〇さんから〇〇さんに管理をして下さいとお話しがあったそうです。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月26日に事務局2名と委員3名で現地確認を行いました。現在工場の裏手になっており25ページの地図を見て頂くと道路の四つ角右手が工場になっています。あとは住宅街で申請地は耕作されておらず庭木を植え庭の一部として利用されており特段問題はないと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局

より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月30日に事務局、〇〇委員、私とで現地確認を行いました。場所は続命院から南里ヶ里に入る三差路のところですが、第一種農地ですが相続に係る問題の一反以内ということで許可相当ではないかと思われまます。特段問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請地と貸主さんの土地との間に里道があるようになっていますが、現地確認の折は分からなかったのですが里道は残るのでしょうか。

事務局

〇〇委員さんのご質問ですが、里道で法定外公共物となりますと宅地として利用する場合、払い下げもしくは、占有許可が必要となります。今回の申請の計画図には里道としてありますので、そのまま残るのではないかと思われまます。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付しまます。続きままして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局

より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月29日に中原校区担当委員と事務局の6名で現地確認を行いました。ここは私が10年前から小作で作っておりました田んぼです。現在宅地化が進んでおり航空写真を見て頂きますと中原庁舎の真南で〇〇開発が分譲住宅として第一期工事、二期工事と開発中です。事務局から説明がありましたように、雨水、汚水の整備はされており宅地に対しての問題点はないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

開発計画の東側に1064-1番地の田がありますが、そこへの影響はありませんか。

〇〇委員

そこは現在植えられておりませんし、将来的に売却するだろうとの考えです。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地

利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 58件 所有権移転 3件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数 貸借権 1件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の5番の受人は、更新ですが鳥栖市からみやき町まで来て耕作されてあるのですか。

事務局

鳥栖市にお住まいの方ですが、実家が中津隈ですので、こちらで耕作をしておられます。

〇〇委員

81歳で新規契約を結ばれておられますが、後継者がおられる場合等備考欄に記入してもらえると良いと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

- 1.農業経営意向調査について
- 2.赤い羽根募金への協力依頼について

議 長

11月の総会は、11月 4日（金）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、11月4日（金）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の現地調査は10月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで10月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番